

議案第93号

世田谷区建築審査会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 旅費の種類を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区建築審査会条例の一部を改正する条例

世田谷区建築審査会条例（昭和58年3月世田谷区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊手当、宿泊費及び包括宿泊費」に改め、「、日当を6,500円、その他については」を削り、「定める額」の次に「に相当する額」を加え、同条第3項ただし書を削る。

### 附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第9条第2項及び第3項の規定は、令和7年4月1日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。